

ひとりじゃない。

子育てしている環境も、経験も、一人一人みんな違います。

子育てが上手くいかない…と感じている時は、

周りの人たちの子育てが輝いて見えるかもしれません。

つらい時

しんどい時

不安な時

手助けが
欲しい時

そんな時は我慢したり無理したり、子育てを自分一人に閉じ込めず、

いつでも気軽に相談してください。

一人一人の子育てに寄り添い一緒に子育ての伴走ができるように

様々な窓口を用意しています。いつでも気軽にご相談ください。



- こども家庭センター P.38
- たかまつ地域子育て支援コーディネーター P.39
- まだまだあるよ！相談窓口 P.40
- 障がい児のいる家庭のサポート P.42
- ひとり親家庭のサポート P.44
- 児童虐待について P.46

広告

たかまつ
らっこ

相談したい

これでいいのかしら?って思うことがたくさん!

子育ての不安や悩みが出てきたら、家族や友だちに話を聞いてもらったり、子育てひろば（地域子育て支援拠点）に行ったり、コーディネーターに相談したり、相談窓口を利用したりしてみませんか。一人で抱え込まず、誰かに打ち明けることが大切です。



すべての妊産婦、子育て世帯、お子さまへ一体的に相談支援を行う
市役所の窓口

こども家庭センター

〔こども女性相談課（児童福祉）
健康づくり推進課（母子保健）〕

保健師、母子保健コーディネーター、子ども家庭支援員など各種専門職員が、ご相談内容に応じて対応します。

子どもの体重の
増え方が…?

出産には何を
そろえたらいいの?

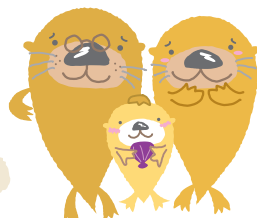
困ったなあ

初めての妊娠で
不安…

どこへ相談に
行ったらいいの
ですか?

イライラして
子どもにあたっ
てしまう…(; ;)

ことばの発達
が気になるだけ
けど…



離乳食がうまく
進まなくて…

母乳の相談が
できるところは
ある?

こんなことで
相談してもいいの
かな

ご相談・ご連絡先（お住まいのお近くに相談窓口があります）

名称		所在地	電話番号 (市外局番 087)
こども女性相談課		番町一丁目 8-15	839-2384
健康づくり推進課	高松市保健センター・こども家庭センター	桜町一丁目 9-12	839-2363
	高松市仏生山保健センター・こども家庭センター	仏生山町甲 218-1	889-7772
	勝賀保健ステーション・こども家庭センター	香西南町 476-1	882-7971
	牟礼保健ステーション・こども家庭センター	牟礼町牟礼 302-1	845-5249
	香川保健ステーション・こども家庭センター	香川町川東上 1865-13	879-0371
	国分寺保健ステーション・こども家庭センター	国分寺町新居 1298	874-8200
	山田保健ステーション・こども家庭センター	川島本町 191-10	848-6581

子育てアドバイザーからのメッセージ 相談してみれば楽になる子育ての困りごと

「他の子どもと比べてうちの子は…」 「周りの人にこんなことを言われたけれど本当かな？」 子どもが成長するにつれその年齢なりの悩みが出てくるものです。でも、子育ての悩みは自分ひとりで解決しなければいけないものではありません。私たちの周りにはサポーターがたくさんいます。本誌で紹介されている各種相談窓口もそのひとつです。小さな気がかりが大きな悩みになる前に、まずは電話をしてみてください。専門家は家族や子育て仲間とは違った視点から子どもを見てアドバイスをくれますから、きっと解決の糸口が見つかるはずです。

認定NPO法人わははネット 子育てアドバイザー 常田 美穂
専門は発達心理学。北海道大学大学院教育学研究院博士後期課程修了。
3姉妹を育てながら研究や相談を行なっています。臨床発達心理士・公認心理師。



育児の不安や悩みを相談できる
地域の窓口

たかまつ地域子育て支援コーディネーター

市内4か所の子育てひろば（地域子育て支援拠点）にいる専任職員です。子育てしている中でちょっと困ったとき、地域の子育てに関する情報を誰かに聞いてみたいとき、子どもの預け先を迷っているときなど、どこに相談すればいいか迷うときは、地域子育て支援コーディネーターに相談してみましょう。こども家庭センターを始め、他の相談窓口とも連携しています。

- 対象者 高松市在住で、妊娠中の方及び0歳～小学校就学前の子どもの保護者
- 相談日時 月曜～金曜 9:00～17:00（年末年始・祝日を除く）
※その他休業日あり
- 相談方法 面接又は電話 相談は無料です。
※面接希望の場合、必ず電話で事前予約してください。
※相談・連絡された方の秘密は固く守ります。



地域に密着した情報を提供するため、高松市内の小校区を4つに分け、それぞれに担当のコーディネーターがいます。

わはは・ひろば高松

☎087-816-5581（専用）

担当校区 高松第一、栗林、新番丁、
亀阜、太田（※北側）、弦打、香西、
鬼無、下笠居、男木、（女木）

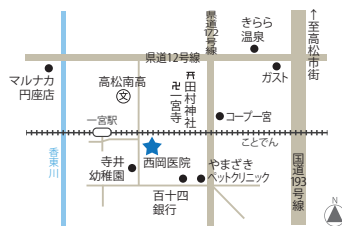


高松市大工町1-4
認定NPO法人わははネット

にしおか医院
地域子育て支援センター

☎087-885-8740（センター直通）

担当校区 鶴尾、一宮、檀紙、円座、川岡、大野、
浅野、川東、香南、国分寺北部、国分寺南部、塩江



高松市寺井町1385-10 西岡医院内

春日こども園
地域子育て支援センター

☎087-841-1920

担当校区 花園、木太北部、木太、木太南、
古高松、古高松南、屋島、屋島西、屋島東、
牟礼、牟礼北、牟礼南、庵治、（庵治第二）

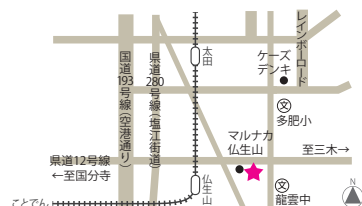


高松市春日町1287-1 春日こども園

ひまわりはうす とことこ

☎087-816-5053（専用）

担当校区 中央、太田（※南側）、太田南、多肥、林、
仏生山、川添、前田、三溪、川島、十河、西植田、東植田



高松市出作町382-1 酒井ハイツ110
NPO法人子育てネットひまわり

相談したい



またまたあそび相談窓口

子どもについて専門的なことが知りたいときや、身近に相談できる人がいない場合もあるでしょう。市には子どもの成長とともに生じる悩みを相談できる窓口もあります。子どもの成長に合わせて利用しましょう。



高松市こども女性相談課

子育ての悩みや不安など、18歳未満の子どもに関する相談のほか、離婚問題やDVなど、女性が抱える悩みについても相談できます。相談は無料です。また、秘密は厳守します。

来所相談	場 所 高松市役所6階 高松市番町一丁目8番15号 相談日時 月曜～金曜 8:30～17:00(年末年始・祝日を除く) •事前に、日時の予約も可能です
電話相談	相談TEL 087-839-2384 相談日時 月曜～金曜 8:30～17:00(年末年始・祝日を除く)
メール相談	kojyo_soudan@city.takamatsu.lg.jp(返信には、数日かかる場合があります)

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えるお手伝いをします。

お問い合わせ 高松市役所6階 こども女性相談課 ☎087-839-2384 FAX 087-839-2379

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」です。子育てのこと、学校のこと、経済的なことなど、お気軽にご相談ください。お住まいの地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は、地域共生社会推進課へお問い合わせください。

お問い合わせ 高松市役所6階 地域共生社会推進課 ☎087-839-2372

乳児相談 要予約

身長・体重の計測や、発育・栄養・育児などについて保健師による個別相談を行います。

離乳食教室 わん・つー・すりー 要予約

離乳開始前～離乳完了前までの乳幼児の保護者等を対象に、子どもの食育と離乳食についての講習を行います。

ひまわり個別相談 要予約

妊娠や育児への心配や戸惑いなどの育児不安を持つ保護者などを対象に、専門職による個別相談(カウンセリング)を行います。

ことば相談 要予約

ことばの発達が気になる(ことばが遅い・発音が悪い・吃音等)幼児を対象に、専門職による個別相談を行います。

こども相談 要予約

精神面の発達が気になる幼児(落ち着きがない、こだわりが強い、集団生活で指示が通りにくい等)を対象に、専門職による個別相談を行います。

予約申し込み・実施日・場所
に関するお問い合わせ

高松市健康づくり推進課

高松市桜町一丁目9-12
(高松市保健センター内)

☎087-839-2363



香川県子ども女性相談センター

18歳未満の子ども（児童相談所）と女性（女性相談支援センター・配偶者暴力相談支援センター）に関する相談機関です。子育ての不安や、養育困難、児童虐待などについて、本人・家族・学校の先生・地域の方など、どなたでも相談できます。また、女性相談部門では配偶者・恋人などからの暴力（DV）被害の相談やストーカー被害、家庭内のトラブルなど女性が抱える様々な問題や悩みについて相談できます。相談は無料です。 ※相談・連絡された方の秘密は固く守ります。

来所相談

場 所 香川県子ども女性相談センター 西宝町二丁目 6-32
相談日時 月曜～金曜 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く） ●事前に予約が必要
予約TEL 087-862-8861

電話相談

相談日時 月曜～土曜 9:00～21:00（年末年始・祝日を除く）
相談TEL ▶子どもや家庭に関する相談 087-862-4152 ▶女性がかかえる悩み相談 087-835-3211

メール相談

こちらのホームページから受け付けています。



お問い合わせ

香川県子ども女性相談センター ☎087-862-8861（代表）

児童相談所虐待対応ダイヤル

子育てが辛く、つい子どもにあたってしまうとき、また、近所の子どもが虐待を受けているかもしれないと感じたときはご連絡ください。189番にかけるとお近くの児童相談所につながります。通話料は無料です。

児童相談所虐待
対応ダイヤル

いち はや く
189
（無料）

しっ得!



発達障がいについて

発達障がいは、脳の使い方が他の人と異なることによって生じます。親の育て方や環境が原因で起こるものではありません。発達の早期に行動の特徴が現れますが、幼児期には子どもはこのようなものだと見過ごされることもあります。多くは、集団生活の中で、他の子どもとの違いが明らかになってきます。育ち方や人との関わり方が一般といわれている子どもとは違うので、親は「育児がうまくいかない」と感じることも多くあります。外見では分かりにくいので、周囲の人からは親のしつけができていないとか、わがままな子、変わった子など偏見や誤解を受けることもあります。治療したから治るというものではありません。また、治す必要ありません。しかし、周囲の大人が子どもが持っている発達の特徴を知って、環境や対応方法を工夫して接することで、子どもの生活上や学習上の困難さを軽減できることが分かってきました。そのために、早期発見と早期からの対応と支援が重要です。

子どもの発達に
気がかりを感じたら、
相談してみましょう

- お子様のかかりつけ医
- 通園している保育所や幼稚園の先生
- 高松市障がい福祉課 高松市役所 2階 23番窓口 ☎839-2333
- 高松市健康づくり推進課 高松市桜町一丁目 9-12（高松市保健センター内） ☎839-2363



相談したい

広告

たがまっ
らっこ

さまざまな育児のサポート

さまざまな境遇の中で一生懸命に子育てをしている、お父さんやお母さんをサポートする制度があります。将来ある子どものためにも、どんな制度があるのか確かめて利用することが大切です。



障がい児のいる家庭のサポート

相談窓口・機関

障害者相談支援事業

障がいのある子どものいる家族の、地域における生活を支援するため、専門の相談員が必要な情報の提供やアドバイスをしてくれます。その他にも福祉サービスの利用支援など、各種支援・援助を行います。

● 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、障がい者(児)が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行います。

開設日・時間

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

管轄する基幹相談支援センター	所在地	連絡先 市外局番(087)	地域
中核拠点 高松市障がい者基幹相談支援センター ※中核拠点として、市内全域を管轄するとともに、右記の地域を担当する。	福岡町二丁目 24-10 高松市社会福祉協議会福祉コミュニティセンター高松東館2階	☎880-7012	松島・築地・新塩屋町・四番丁・二番丁・日新・亀阜・女木・男木
地域拠点 障害者生活支援センターたかまつ	田村町 1114	☎815-0330	鶴尾・太田・太田南・弦打・鬼無・香西・下笠居
地域生活支援センターこだま	木太町 1997-3	☎802-1036	花園・栗林・木太
障害者生活支援センターあい	前田東町 585-21	☎847-1021	古高松・前田・川添
障害者地域生活支援センターほっと	川島東町 1914-1	☎840-3770	川島・十河・西植田・東植田・塩江
障害者相談支援センターりゅううん	仏生山町甲 2436-1	☎815-5266	林・三谷・仏生山・多肥・一宮・香川
地域活動支援センタークリマ	牟礼町原 883-16	☎845-0335	屋島・牟礼・庵治
相談支援事業所ライブサポートセンター	岡本町 60-1	☎815-7871	川岡・円座・檀紙・香南・国分寺

● 身体障がい者相談

相談窓口	所在地	連絡先 市外局番(087)	開設日・時間
障害者生活支援センターたかまつ	田村町 1114 (かがわ総合リハビリテーションセンター内)	☎815-0330 ☎867-0420	月～金、第1・3日曜日 9:00～17:00 (第2・4金曜日19:00まで)
障害者生活支援センターあい	前田東町 585-21	☎847-1021 ☎847-1031	月～金、第1・3土曜日 9:00～17:00

● 知的障がい者相談

相談窓口	所在地	連絡先 市外局番(087)	開設日・時間
地域生活支援センターこだま	木太町 1997-3	☎802-2660 ☎802-2661	月～金、第2土曜日・日曜日 9:00～17:00
障害者相談支援センターりゅううん	仏生山町甲 2436-1	☎815-5266 ☎815-5267	月～金、第4土曜日・日曜日 9:00～17:00

● 精神障がい者相談

相談窓口	所在地	連絡先 市外局番(087)	開設日・時間
地域活動支援センタークリマ	牟礼町原 883-16	☎845-0335 ☎870-1090	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00
障害者地域生活支援センターほっと	川島東町 1914-1	☎840-3770 ☎840-3769	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日(要予約) 13:00～17:00
相談支援事業所ライブサポートセンター	岡本町 60-1	☎815-7877 ☎815-7505	月～金曜日 9:00～17:00



特別児童扶養手当

精神又は身体に一定以上の障がいのある子ども（20歳未満）を養育する人に支給されます。

お問い合わせ 高松市役所 6階26番窓口 こども家庭課 ☎087-839-2353

児童発達支援、放課後等デイサービス

障がいのある幼児、学齢児を対象に、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

短期入所

障がいのある子どもの保護者が病気などの緊急時に、子どもの入浴、排泄、食事の介護などを行い、一時的に子どもを預かってくれます。ただし日帰りは受け付けていません。

居宅介護

障がいのある子どもに、自宅で入浴、排泄及び食事等の介護を行うヘルパーが派遣されます。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある子どもを対象に外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加ができるように支援をします。

日中一時支援事業

保護者の就労、若しくは介護疲れのための休息の時間を支援するために、日中、障がいのある子どもを預かってくれる支援事業です。

お問い合わせ 高松市役所 2階23番窓口 障がい福祉課 ☎087-839-2333

※障がいについての支援事業は申請の手続きなどが必要です。詳しいお問い合わせ、ご相談は、こちらまでお願いします。

障がい児のお母さんからのメッセージ

第一歩を踏み出して！

子どもに障がいがあるとわかったとき、私は暗闇に放り出されたような不安感で、途方に暮れました。現実を受け入れられず、人と話す気になれず、家にこもっていました。今思うとあの時が一番つらかったですね。

療育園に通うようになって、「自分だけじゃないんだ」とわかったとき、とても楽になりました。先輩お母さんに教えてもらった情報や、ちょっとしたコツがすごく役立ちました。外に出る最初の一步はとても大変だけど、出てみると仲間は必ずいて、共感してくれる人もいますよ。情報は役所、保健センター、インターネット等があるので、怖がらずに連絡して相談してみると何かの道がつながります。私は子ど

ものおかげで仲間ができました。子どものために作業所を作りたいという思いから、仲間と親子を支援する事業をおこしました。自分一人ではできなかったですね。あなたも「一人ではない」必ず仲間がいます。第一歩を踏み出すと、とても楽しく楽になれるですよ。

NPO法人 クオリティライフ

高松市上天神町 689-2 ☎087-813-9075

障がいのある子を持つ母親3人が起こした、障がいのある親子を支援するNPO法人。放課後等デイサービス「やったーまん!!」と居宅介護（障がい者対象）等の事業を行っています。

ひとり親家庭のサポート



相談窓口

ひとり親家庭等自立相談

ひとり親家庭の方が抱えているいろいろな悩みごとの相談や、生活の維持・自立などについて、母子・父子自立支援員が問題解決のお手伝いをします。

相談時間

月～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）
8:30～17:00（予約優先）

ひとり親家庭等就労相談

専門の相談員が、就職・転職についての相談や支援を行っています。相談者のご家庭の事情に応じた就労に向けた計画（自立支援プログラム）を作成し、ハローワークと連携して、継続的な就労支援をします。一緒にお仕事を探しましょう！

相談時間

月～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）
8:30～17:00（予約優先）

ひとり親家庭等日曜出張相談

平日相談に来られない方のために、自立相談・就労相談を行っています。

相談窓口 瓦町 FLAG 8階 市民サービスセンター相談室

相談日時 毎月第2日曜日 10:00～16:00（要予約）

お問い合わせ 高松市役所 6階 26番窓口 こども家庭課 ☎087-839-2353

相談機関

たかまつひとり親家庭サポートブック・サポートネット

高松市では、ひとり親家庭や、ひとり親家庭になることを考え始めた方のための「たかまつひとり親家庭サポートブック」を発行しています。また、ネットからも閲覧できます。（P.103参照）

お問い合わせ 高松市役所 6階 26番窓口 こども家庭課 ☎087-839-2353



高松市屋島ファミリーホーム（母子生活支援施設）

配偶者のない女性、又はさまざまな事情のある女性が、18歳未満の子どもと一緒に入所して、生活の安定と自立を図ることを目的とした児童福祉施設です。

お問い合わせ 高松市役所 6階 こども女性相談課 ☎087-839-2384



経済的支援

母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父母の社会的自立を支援するための制度です。

●自立支援教育訓練給付金事業

就職に役立つ資格（医療事務、介護職員初任者研修等）を身につけるために、講座やスクール等に支払った経費（入学金、授業料、教材費）の一部を支給します。

注意 受講前に事前相談が必要です。

●高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利で、生活の安定につながる資格（看護師等の国家資格）取得のために、専門学校等で受講する場合、一定期間について、生活費の一部を支給します。

注意 支給には条件があります。受験前にお問い合わせください。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した場合と修了した場合、修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、給付金を支給します。

注意 受講前に事前相談が必要です。

養育費確保のための支援事業

養育費とは、子どもが自立する（例えば大学等を卒業する）までに必要な経費を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。子どもの成長を支えることはとても大切なことです。高松市では、ひとり親家庭が安心して子育てできる環境整備のために、無料の弁護士法律相談や、公正証書等を作成した際の費用助成を行っています。詳しくは、母子・父子自立支援員までご相談ください。



離婚後に、子どもと離れて暮らす親が定期的に子どもと交流を持ち、親子の関係を維持することは、子ども自身が「自分は大切にされている」と感じる機会となり、健やかな成長の助けとなります。高松市では、NPO法人親子交流支援センター香川の利用料の補助を行っています。

18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(子どもに一定の障がいがある場合は20歳まで)の間にある子どもを持つひとり親家庭等の親、又は養育者に支給されます。ただし、手当を受給するには所得制限があり、一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

- 申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- 公的年金を受ける場合などには、手当の全部又は一部の支給が停止されます。
- 申請者が児童の母(父)の場合で、児童の父(母)が同居所にいる(事実婚を含む)場合、児童福祉施設などに入所している場合などには、手当は支給されません。

母子・父子家庭や寡婦の方の経済的自立や、子どもの教育、福祉の増進などをはかるため各種資金の貸付を行う制度です。

- 母(父)子家庭の母(父)
- 母(父)子家庭の子ども
- 父母のいない子ども(20歳未満)
- 寡婦

国民健康保険や社会保険に加入しているひとり親家庭等の方に医療費を助成します(所得制限があります)。健康保険資格情報が確認できるものなどの必要書類を添えて、こども家庭課・牟礼・山田・仏生山・香川・勝賀・国分寺総合センターで手続きをしてください。

子どもの対象年齢は、原則として18歳に達した日以後の最初の3月31日までです。



- ひとり親家庭の父母とその子ども
- 父母のいない子ども
- 配偶者が一定程度の障がいの状態にある父又は母及びその子ども
- 父母のいない子どもとその子どもを扶養する配偶者のいない姉・兄・祖母・祖父など

生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育するひとり親家庭を対象に、たかまつファミリー・サポート・センターの利用料金の一部(1時間当たり400円、2人目以降は200円、1か月8,000円まで補助)を助成します。

たかまつファミリー・サポート・センター
で会員登録した後、こども家庭課窓口、
郵送又は右記の二次元コードから登録の
申請をしてください。



ひとり親家庭等の就職活動や疾病等の事由に対し家庭生活支援員を派遣し、一時的(3か月程度)な家事等のサービスを提供します。

利用の際には、こども家庭課で、事前に利用者登録が必要です。

8:00～20:00 (1か月当たり10時間まで利用可)

- 生活保護受給世帯、非課税世帯の方:無料
- 児童扶養手当支給水準の世帯の方:150円
- 上記以外の世帯の方:300円

しっ得!



ひとり親のお父さん、お母さん、仕事や子育て、経済的な不安など、一人で悩んでいませんか？

高松市子ども家庭課には、いろいろなひとり親家庭の悩みを、一つずつ一緒に解決していくお手伝いをしている相談窓口があります。「離婚したけど、どこで何をすれば？」、「学校の手続きは？」、「今後の生活設計は？」、このようなことにお悩みの方は、是非ご相談ください！ 離婚前の相談もお受けしています。窓口のほかに、電話やメールでも相談できます。必要に応じて、総合センター・支所やコミュニティセンターでの相談や、日曜出張相談（第2日曜日、完全予約制）も可能です。あなたの不安な気持ちが少しでも軽くなりますように…。



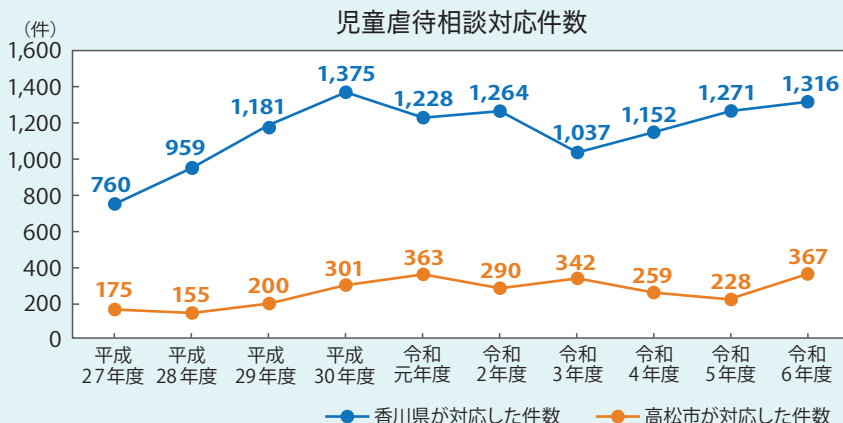
たかまっらっこ 

児童虐待について

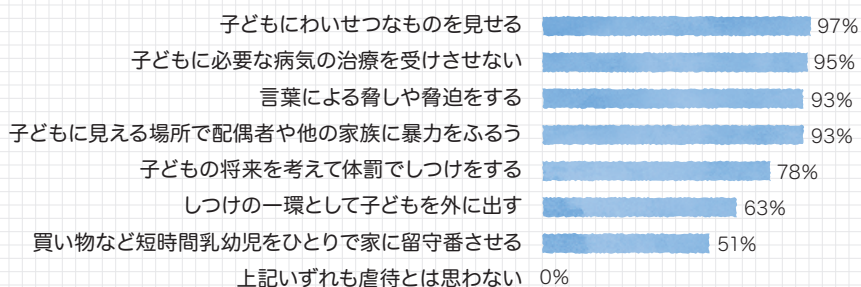
虐待は増加している

全国調査では児童虐待相談対応件数は令和5年度225,509件にまで増加。虐待による死亡人数は令和5年度56件(65人)に上りました。

香川県では令和6年度児童虐待対応件数は1,316件で、平成29年度以降、毎年千件を超える高い水準で推移しています。中でも子どもが夫婦げんかやDVを目撃しているという、心理的虐待の通告が多く寄せられています。



あなたが児童虐待とを感じるものは何ですか？(複数回答可)



出典: おやこDEわはは81号 わはは総合研究所アンケート(n=100)

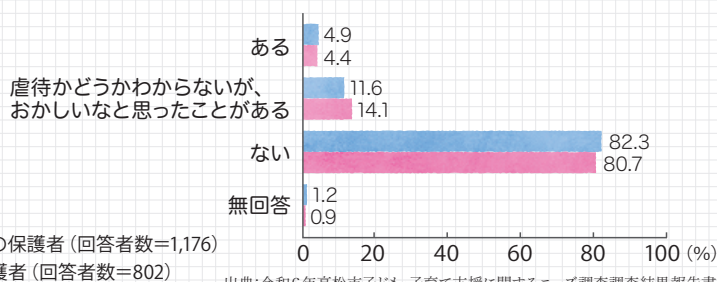
児童虐待とは

児童虐待とは、18歳未満の子どもに対して、以下のような行為をすることを言います。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、戸外に締め出す など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	「生まなければよかった」「お前なんていない」などの存在否定、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

あなたの身近なところで児童の虐待を見たり聞いたりしたことがありますか？

児童福祉法では虐待かな?と思ったら通報することが義務付けられています。変だな?と思ったらまず連絡してください。なかなか連絡しづらい...そんなときには**児童相談所虐待対応ダイヤル119(いちぱやく)**があります。



出典: 令和6年高松市子ども・子育て支援に関するニーズ調査調査結果報告書

もしかして虐待と思ったら「189」へ

虐待かな？と思ったらまず連絡してください。通告しても責任を問われることはありません。通告者の秘密は守られます。



近くの家から子どもの泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえる



小さい子どもが暗くなっても家の外で遊んでいる

変だなと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル **189**

他にも次の相談先があります

- 香川県子ども女性相談センター TEL 087-862-8861
- 香川県西部子ども相談センター TEL 0877-24-3173

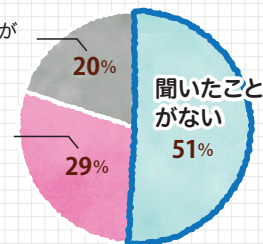


いちはやく

189の電話相談をご存知ですか？

聞いたことはあるが内容は知らない

聞いたことがあり内容も知っている



聞いたことがない人が半数以上。聞いたことがあっても内容は知らない人を入れると全体の7割以上が「189」の電話相談を知りませんでした。



出典：おやこDEわは81号
わはは総合研究所アンケート (n=100)



オレンジリボンって何？

オレンジリボンは子ども虐待防止運動のシンボルです。秋のこどもまんなか月間には、子ども虐待防止オレンジリボン運動を各所で見かけるようになりました。

相談したい

しつけと体罰の関係って？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか？

これらは全て **体罰** です

- ✓ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ✓ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ✓ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ✓ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ✓ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ✓ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。



言葉など子どもが理解できる方法で伝える



出典：厚生労働省「みんなで育児を支える社会に」リーフレット

